

盛岡市市税条例について

令和5年3月27日
財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

現在、第211回通常国会において審議中の「地方税法等の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布された際に、盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置について、適用期間を3年延長し、令和9年度までとする。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期間を3年延長し令和8年度までとする。

※ア・イの改正に伴う影響：制度継続のため影響なし

(2) 固定資産税関係

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に規定する管理計画認定マンション等一定の要件を満たす家屋のうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った家屋に係る翌年度の固定資産税額を減額する地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が創設されたことに伴い、減額割合を2分の1とするほか、申告手続について定めるもの。

※改正に伴う影響：令和4年4月から運用している管理計画認定制度における認定実績がなく、課税客体が特定できないため推計困難

(3) 軽自動車税関係

ア 軽自動車税の環境性能割について、税率を1%軽減する特例措置の適用期限が終了したことに伴い、規定の整備をするもの。

イ 軽自動車税の種別割について、電気自動車等及び一定の環境性能を有する営業用の乗用軽自動車の新規登録の翌年度に限り、軽減税率を適用する期間を3年又は2年延長する。

区分		標準税率	75%軽減※1	50%軽減※2	25%軽減※3
		延長期間	R8. 3. 31まで		R7. 3. 31まで
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
乗用	自家用	10,800円	2,700円	—	—
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
貨物	自家用	5,000円	1,300円	—	—
	営業用	3,800円	1,000円	—	—

※1：75%軽減対象：電気自動車等(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車)

※2：50%軽減対象：令和12年度基準エネルギー消費効率90%以上達成の営業用乗用車

※3：25%軽減対象：令和12年度基準エネルギー消費効率70%以上達成の営業用乗用車

※改正に伴う影響：ア 国費で補てんがあったため影響なし

イ 適用される車両数の推計困難

(4) 国民健康保険税関係

ア 後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の20万円から22万円とし、国民健康保険税全体としての課税限度額を次表のとおり、102万円から104万円に引き上げる。

区 分	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円
課税限度額	102万円	104万円

※改正に伴う影響：令和5年2月時点での比較

課税限度額 206世帯 3,530,000円 課税額増額

イ 低所得者世帯の軽減措置として用いる判定所得は、5割軽減に使われる28.5万円を29万円に、2割軽減に使われる52万円を53.5万円にそれぞれ引き上げる。

区 分	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+28.5万円×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ 29万円 ×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+52万円×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+ 53.5万円 ×被保険者数

※改正に伴う影響：令和5年2月時点での比較

5割軽減 88世帯 3,359,454円 軽減税額拡大

2割軽減 109世帯 1,703,410円 軽減税額拡大

(5) その他

法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日